

解決条件

- 一 従業員ハ三名ノ解雇ヲ承認スルコト
- 二 常備工ニ付テハ、従業員一時間ハ一分、第二時間ハ二分、第三時間ヨリ五分ノ増シ支給スルコト
- 三 残業ノ場合ハ午後五時ヨリ八時迄ノ間ニ於テ十五分間ノ休憩ヲ許スルコト
- 四 本職ノ最低賃銀ハ平均ニ於テスルコト
- 五 ニケ月以上勤続ノ臨時工ハ之レク本職エトスルコト
- 六 賞与支給ノ件ニ付テハ、将来事業好转ノ場合ハ充分考慮スルコト
- 七 一ケ月皆勤者ニハ日給ノ一日分ヲ賞与スルコト
- 八 公傷ノ場合ハ第八日ヨリ日給ノ四割ニ該当スル金額ヲ見舞ヒテ支給スルコト
- 九 業務上ノ必要品ハ充分支給シ衛生設備ヲ完備スルコト
- 十 臨時休業ノ場合ハ最初ノ日ヨリ日給ノ四割ヲ支給スルコト
- 十一 特貸制ヲ最大額名額トスルコト
- 十二 解雇者三名ニ対スル解雇手当トシテ各自日給ノ三ケ月分合計金二百六十七日也ヲ

支給スルコト

十三 専断費用ヒテ全一割ヲ支給スルコト  
 十四 今回復帰スル従業員ハ就業規則ヲ遵守シ若シ工場ノ統制ヲ紊ルルカキ所  
 為ハ絶対ニナサハルコト

昭和八年五月十一日